



告示第147号

宇佐市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託の公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書及び技術提案書等の提出を招請します。

平成28年6月14日

宇佐市長 是永修治



## 1. 業務の概要

- (1) 業務委託名 宇佐市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 本業務は新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託を行うもの
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成29年9月末日まで  
※ただし、基本設計は契約締結の翌日から平成29年3月末日まで  
実施設計は平成29年4月1日から平成29年9月末日までとする

## (4) 敷地条件

- ①事業地 大分県宇佐市大字上田1030番地1ほか 約21,300㎡  
大分県宇佐市大字上田1046番地3 約2,560㎡  
※教育委員会棟敷地（上田1046番地3）については駐車スペースとしての利用  
※敷地内において新庁舎建設後も継続して活用する建物  
（委員会棟：延べ面積518.4㎡、新別館：延べ面積1,008.8㎡）
- ②計画区域 約23,860㎡
- ③用途地域等 用途地域：商業地域  
容積率400%、建ぺい率90%（敷地形状による緩和対象：80%→90%）  
地域地区：指定なし、都市計画：都市計画区域  
防火指定：指定なし

④現況 宅地

## (5) 規模

- ①建物 延べ面積 12,296㎡程度
- ②駐車場 760台分程度（来庁者用、議員用、公用車用、職員用）
- ③階数 本業務により決定（6階建て以下とする）
- ④構造 構造体は本業務により決定（免震構造を基本とする）

## 2. プロポーザル実施上の資格要件

- (1) 参加表明書等を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する単体企業と

する。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 宇佐市が発注する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年宇佐市告示第103号）により平成28年度の下記の業種の入札参加資格の認定を受けている者であること。  
【業種】 建築コンサルタント 【業務内容】 建築一般
- ③ 公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第267号）又は宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の措置要領（平成17年3月31日告示第106号）の定めにより指名停止の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を2名以上本業務に配置することができること。
- ⑥ 日本国内で、平成13年4月1日から募集公告の日までの間に、国、都道府県及び市区町村（特殊法人、認可法人若しくは独立行政法人は除く。）が発注した延べ面積6,000㎡以上の庁舎施設設計業務（新築工事に係る基本設計又は実施設計業務に限る。）を元請として受託し、引渡しが完了した実績を有すること（設計共同企業体による実績は、出資比率30%以上の実績に限る）。
- ⑦ 上記⑥に該当する実績（当該設計業務の契約期間のうち、過半の期間において



設計業務に携わった者に限る。)を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。

- ⑧ 公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- ⑩ 公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けている者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が状態として行われているものと認められる者でないこと。
- ⑪ 公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- ⑫ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

※「庁舎施設」とは、国、都道府県及び市区町村の庁舎をいう。

## (2) 技術者の配置

- ① 管理技術者並びに意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ1名ずつ配置すること。
- ② 管理技術者、意匠主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ③ 管理技術者並びに意匠主任技術者については、参加表明書等提出日以前3か月以上、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
- ④ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は他の主任技術者を兼任してはならない。
- ⑤ 構造主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ⑥ 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、設備設計一級建築士の資格を有すること。

- ⑦ 意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力事務所（再委託業者）を加えることができる。ただし、協力事務所（再委託業者）は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者（協力事務所（再委託業者））となることはできない。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※「協力事務所（再委託業者）」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせる事務所をいう。協力事務所（再委託業者）は、2. プロポーザル実施上の資格要件の（1）①、④、⑧～⑫の要件をすべて満たすものとする。なお、協力事務所（再委託業者）が②に該当する者である場合は③も満たすものとする。

### 3. 審査方法

- (1) 受託候補者の選考に当たっては、宇佐市新庁舎建設設計事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において審査を行う。
- (2) 本業務の受託候補者の選定は、宇佐市新庁舎建設基本設計・実施設計業務事業者選定実施要領（以下「選定実施要領」という。）に基づいて一次審査及び二次審査を行い、二次審査の評価点が高い提案者から最優秀者、優秀者を選定し、選定結果は、全ての応募者へ文書で通知する。
- (3) 一次審査
- ① 提出された参加表明書等を主観審査（審査要領に基づき審査委員が各自評価を行い、それをもとに選定審査会で審議する。）及び客観審査（提出された参加表明書等又は技術提案書を審査要領に基づき事務局が採点し、それをもとに選定審査会で審議する。）し、両審査の評価の合計が高い上位から二次審査の対象者として5者程度を選定する。
- ② 一次審査の結果は、平成28年7月11日（月）に宇佐市ホームページで公表する。また、二次審査の対象となる参加者については、文書及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。
- (4) 二次審査
- ① 提出された技術提案書を、公開のプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼン等」という。）を経て、評価項目ごとに主観審査及び客観審査を行い、最優秀者、優秀者を選定する。  
なお二次審査において、一次審査における評価点は加点しない。
- ② プレゼン等の説明者は、管理技術者及び各担当主任技術者とする。
- ③ プレゼン等当日は、受付時に出席者の本人確認を行うため、顔写真付きの身分証明書（免許証、社員証等）を持参すること。本人確認が不可能な者について



は、プレゼン等の出席は認めない。

- ④ プレゼン等の説明者は、プレゼン等の説明を行う時間を除き、同会場の入場を制限する。なお、二次審査の提案者に関係する者も同様とする。故意に他の参加者のプレゼン等を参観し、又は聴講したと認められた場合は、プレゼン等の評価を行わない。
- ⑤ プレゼン等では、自社の名称又は自社の名称が判明する発言は禁止する。故意に発言したと認められた場合は、プレゼン等の評価を行わない。

#### 4. 関係資料の配布・閲覧

参加表明書等の作成に必要な資料を希望する場合は、次の通り配布・閲覧する。

##### (1) 期間

平成28年6月14日（火）から平成28年7月4日（月）までの午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

##### (2) 場所

宇佐市契約管財課

住 所 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030-1

電 話 0978-32-1111（内線424）

##### (3) 配布資料及び配布方法

###### ① 配布資料

ア 宇佐市新庁舎建設基本設計・実施設計業務事業者選定実施要領

イ 宇佐市庁舎建設基本構想・基本計画

ウ 建設予定地敷地図

エ 仕様書

オ 敷地内ボーリング柱状図（新別館建設（平成2年）のために実施した地質データ）

※すべて宇佐市ホームページよりダウンロード可能です。

(URL <http://www.city.usa.oita.jp/>)

###### ② 配布方法

記録媒体（CD-RW又はDVD-RW）を持参又は郵送すること。郵送の場合は事務局あてに返信用封筒（定形外角2の大きさを690円の切手を貼り付けたもの。）を同封して請求すること。

##### (4) 閲覧資料

既存庁舎（本館・別館・議会棟・教育委員会棟・新別館・委員会棟）の設計図等

#### 5. 委託契約

- (1) 市は、選定審査会で選定された最優秀者との間で契約交渉を行う。ただし、選定実施要領及び見積書、技術提案書等を基に契約内容についての協議を行い、契約条

件について合意した後に契約を締結する。また、受託候補者であることを通知した日の翌日から起算して7日以内に協議と調整が整わない場合は、優秀者に選定された者が、宇佐市と協議を行う。

- (2) 設計委託料（契約額）の上限は、127,798千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。
- (3) 設計委託料（契約額）には、建築、省エネルギー関係等法令に基づく各種申請、認定手続きにおける手数料を含むものとする。
- (4) 契約手続き及び契約書は、宇佐市契約事務規則（平成17年3月宇佐市規則第34号）の定めるところによる。
- (5) 本業務は、債務負担案件業務である。債務負担の割合は、平成28年度30%（基本設計相当分）、平成29年度70%（実施設計相当分）を基本とし、技術提案書として提出いただく設計見積書の内訳を参考に協議する。なお、年度毎に成果物を提出することを要する。

※詳細に関しては、宇佐市新庁舎建設基本設計・実施設計業務事業者選定実施要領による。